

滋賀県第4地区令和5年度使用教科用図書 第1回採択協議会 議事録

日 時：令和4年5月18日（水） 午後3時30分～午後4時30分

場 所：彦根市役所 第3委員会室

出席者：彦根市教育委員会教育長	西嶋 良年
彦根市教育委員会教育長職務代理者	本田 啓子
彦根市保護者代表	小出 哲士
愛荘町保護者代表	黒川 泰守
豊郷町教育委員会教育長	堤 清司
豊郷町教育委員	村西 貴美子
甲良町教育委員会教育長	青山 繁
甲良町教育委員	日下 和子
多賀町教育委員会教育長	山中 健一
多賀町保護者代表	小財 憲司
採択協議会事務局	
彦根市教育委員会事務局学校教育課	課長 主幹 副主幹 主査（教科書担当）
学校支援・人権・いじめ対策課	係長（特別支援担当）

次第

- 1 滋賀県第4地区教科用書採択協議会規約について
- 2 会長、副会長の選出について
- 3 令和5年度使用教科用図書の採択について
- 4 調査員の委嘱について
- 5 滋賀県第4地区教科用図書採択協議会の決算および予算について
- 6 滋賀県第4地区教科用図書採択協議会、調査員会の今後の日程について
- 7 調査報告書について
- 8 その他

事務局：

- ・定足数の確認
- ・採択協議会規則について説明

事務局：

- ・会長、副会長の選出
- ・会長に彦根市教育委員会 西嶋教育長が、副会長に多賀町教育委員会 山中教育長が選出される。(全員異議なし)

会 長：

- ・挨拶

事務局：

ここから会長に議長をお願いします。

会 長：

本採択協議会規約第8条に「会議は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とあります。今回、教科書採択にあたって、昨年度に引き続き静ひつな環境のもと、公正公平に審議を進めていくという観点から、会議を公開しないことにしたいと考えます。

本会議を非公開にすることについて、ご異議はありませんか。非公開に賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

賛成3分の2以上ですので非公開とします。

第1回となるので、各委員の自己紹介をお願いします。

(各委員自己紹介)

協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局：

- ・採択の流れについて説明

会 長：

続いて、調査員の委嘱について提案をお願いします。

事務局：

- ・調査員についての説明

会 長：

調査員はの方々でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

事務局：

ご承認いただきましたので、5月27日(金)に彦根市役所で実施します第1回調査員会で会長から調査員の委嘱をさせていただきます。

委 員：

選ばれた調査委員の皆様には、現場の先生方ということで大変お忙しいと思いますが、静ひつな環境の下で、専門的な見地から、ぜひとも十分な調査をお願いしたいと思います。

事務局：

そのように進めてまいりたいと思います。貴重なご意見、ありがとうございました。

会 長：

続いて、採択協議会の決算および予算について事務局から提案願います。

事務局：

- ・予算、決算の報告
- ・令和5年度からの負担金の減額について確認

彦根市は35,000円から25,000円に、各4町は25,000円から20,000円に減額理由として、採択協議会の一般会計、特別会計においては、これまでの繰越金の積み上げにより今後に向けて潤沢な費用が確保できているため。

会 長：

質問はありませんか。

委 員：

金額的には問題ないのですが、前ページもそうですが、前年度からの積立金という表記になっています。積立でも、実は繰越金と足して合わせています。ちょっとニュアンスが違うように思います。今までからもこうなっていたと思うのですが、これはどうなのでしょう。実質的には全額そのものが繰越金としてそこにあがってきています。

会 長：

事務局、いかがですか。

事務局：

こちらについては4年に1回の通常学級用図書を採択年度用として積み立てをして、調査を行っていくということから、特別会計への積み立てを行っています。今ほど、ご意見いただきましたことにつきましては、改めて事務局で検討させていただきまして、教科用図書の採択がしっかりと行えるような金額の見積もりを立てて、協議会・調査委員会を実施していきたいと思います。

会 長：

そうしましたら、事務局で検討をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

他ございませんか。

それでは、この事務局案でよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

続いて、採択協議会調査委員会の今後の日程について事務局から提案願います。

事務局：

- ・今後の日程について説明

会 長：

何か質問はありませんか。

委 員：

この採択協議会は、今日も非公開とするということが決議され、非公開となりました。しかし、仮にある団体や個人の方から、調査委員会そのものを公開はできないのか、その会場に、傍聴できないかと言われたときにどう答えますか。

会 長：

調査委員会について、公開を求められたときどうするかということですが、他の委員さんで、何かご意見ございませんか。

ないようですので、事務局、どうでしょうか。

事務局：

調査員の方々につきましては、秘密会議ということでご依頼をしております。自分が調

査員であることについては伏せた状態で、秘密会議として教科書採択に向けた調査員活動を実施いただきます。

従いまして、今ほどご指摘がございましたように規約の中に記載がないということでございましたのでこの辺については、事務局でお預かりさせていただいて、検討して参りたいと思います。

委員：

詳細については、採択が終わった9月1日以降について公開することにしていきます。調査委員会をもつこと自体も約1か月間行うこととなります。採択は、静ひつな環境で行うという国からの通知もありますし、調査委員会について求められた場合は、公開は考えてないということで、改良していったらいいと思います。どこかできちっとしておかないと、調査員の人にあと負担がかかったり迷惑がかかったりはできないですからね。

これからのことを考えると、毎回そういうことを、最初の段階で、調査委員会は、秘密会議とするとか、公開しないなど網掛けが必要ではないかなという感じでした。

会長：

調査研究員のことを守るために、調査委員会については公開することは考えていないということで意見を出していただきました。委員からも、調査委員の方に圧力がかかるようなこともあってはならないと思いますので、事務局の方で検討いただきまして、もし、規約に追加するというようなことが必要ということになりましたら、お知らせすることによろしいですか。

その他ございませんか。

それでは、続いて、調査報告書について事務局から提案願います。

事務局：

- ・調査研究報告について説明

会長：

これによろしいでしょうか。

会長：

では、日程、報告書等でご異議ございませんでしょうか。

(全員異議なし)

ここで2点事務局より、委員の皆様にお諮りしたいことがございます。

事務局、お願いします。

事務局：

- ・採択された一般図書が供給不能になった場合の差し替えの方法についての説明
- ・県からの文書の紹介
  - 「教科書展示会の開催について」
  - 「教科書採択における公正確保の徹底等について」

会 長：

事務局が申しましたが、この取り扱いでよろしいでしょうか。  
(全員異議なし)

会 長：

以上で、本日予定しておりました協議事項を終了します。ありがとうございました。この後は、事務局でお願いします。

事務局：

ご審議いただき、原案をご承認いただきました。ありがとうございました。

以上で 滋賀県第4地区令和5年度使用教科用図書第1回採択協議会を閉じさせていただきます。お気を付けてお帰りください。